

不良鉄骨裁判（その3）究極の不良鉄骨 判決確定

名古屋営業所

近藤 浩

キーワード 不良鉄骨 裁判 隅肉 通しダイアフラム フラットバー

概要

JUST技報No.15「不良鉄骨裁判（その2）究極の不良鉄骨」（2010年6月25日）で報告した、いわゆる「フラットバー工法による偽装鉄骨」の裁判の判決が確定した。判決内容はほぼ工務店側の敗訴であるが、弁護士費用が4割に削減され、JUSTや建築士事務所の調査費用は全く認められなかった。

1. 報告書から

2008年2月作成のJUST調査報告書の調査結果概要から（原文のまま）

この建物の鉄骨は製作工程を極端に省略し、かつ外観上は普通に製作された鉄骨のように見せるために、巧妙に計画・製作された「偽装鉄骨」だった。

(1)柱は1階からR階まですべて厚さ6mmで、1本の材料で作られていた。

（閉鎖断面である□形状の柱では通常あり得ない）

(2)梁を構成するH型鋼を取り付けるための通しダイアフラムは柱を貫通していなく、この通しダイアフラムがあたかも存在するように見せかけるための「フラットバー」のような鋼材を柱の表面に取り付け、ここにH型鋼を溶接していた。

(3)上記「フラットバー」は柱に隅肉溶接されていた。

(4)完全溶込み溶接部とすべき溶接部のすべては隅肉溶接あるいは隅肉溶接に近い溶接部だった。

(5)内ダイアフラムを柱内部に入れるべきところには内ダイアフラムは存在しなかった。

(6)上記(1)～(5)の「偽装鉄骨」を製作するために、材料の発注段階から偽装のための加工が計画的に行われていた。

2. 裁判の経過

甲事件原告：ONS建設（乙事件被告：ONS建設、ONS社長、NRT一級建築士）

甲事件被告：YSN興産、（乙事件原告：YSN興産、YSN社長）

(1) 2006年

YSN興産の事務所兼倉庫（3階は自宅）新築工事で完成後「部屋の広さが設計と異なる」「サッシの取り付けがおかしい」「トイレがおかしい」などの理由で工事代金残額3400万円の支払いを停止したことで、ONS建設がYSN興産、及び社長を名古屋地方裁判所民事第10部に告訴。

(2) 2007年1月

YSN興産側が瑕疵は1000万円以上あると主張。

(3) 2007年8月

「国民金融公庫から融資を受けた2500万円はYSN興産が、NGO銀行への返済にあてたに違いない。」とONS建設が主張。

(4) 2008年1月

ONS建設、HIW建築士に調査を依頼。「層間角変形 δ が1/150を超えている」
一人で社内検査をおこなっているMUR氏に鉄骨を検査してもらったところ、「柱が全部6mm」
「溶接は裏当てを使っていないがハツリではないようだ」、(証拠書類は厚さ6mmを表示している厚さ計の写真とMUR氏のUTの免許だけ)

(5) 2008年2月

JUSTが調査、報告書の冒頭に「この建物の鉄骨は製作工程を極端に省略し、かつ外観上は普通に製作された鉄骨のように見せるために、巧妙に計画・製作された【偽装鉄骨】だった。」と記載。本格的不良鉄骨裁判に突入。

(6) 2008年5月～2009年7月

ここからONS建設が苦し紛れの補修案を主張し始める。

・2008年7月案

柱のX面に6mm、Y面に12mmのカバープレートを溶接
2Gにもカバープレート
新たに外ダイアフラムを設置

(数日後にこの案は撤回された)

・2008年12月

原告代理人「現在、名古屋市の建物審査課、監察課と相談中・・・」

・2009年1月

コラム柱の4隅にLアングルをボルトで取り付け補強、すべての仕口を外ダイアフラムで補強

・2009年4月

1階、2階の柱を取替え、3階は利用する。

・2009年7月

柱をCFT化する

(7) 2009年12月

YSN興産側は解体費用、工事中の仮事務所、引越し、等で約2500万円を支払うよう主張。

(8) 2010年5月

名古屋地方裁判所で判決、今回の判決と似たような判決だったがこれを不服としてONS側が控訴。名古屋高等裁判所に事件が移る。

3. 判決 2010年11月

- ・甲事件の請求（ONS建設が建築工事費の残金約3400万円の支払いを求めた）は棄却する。
- ・乙事件（YSN興産がONS建設ほかに解体費用等約2400万円の支払いを求めた）
ONS建設および代表取締役ONSはYSN興産に約1900万円および平成18年3月からの年利5%の金員を支払え。
NRT一級建築士は約110万円および平成18年3月からの年利5%の金員を支払え。

4. 名古屋高裁の判断理由

以下の事実が認められる

- (1) ONS建設の請求額について・・・(略)
- (2) 建築確認申請では建物の高さは8.95mであったが、実際の高さは9.7mであった。
9m以下の建物は一級建築士が設計した建物なら、各種図面、構造詳細、構造計算書、溶接の構造形式、ボルト接合、受け入れ検査、鉄骨工事施工結果報告書等の書類の提出が不要なため、これらから逃れるため建物の高さを虚偽申請した。
- (3) 確認済証とONS建設が開示した構造計算書が異なる。
- (4) ジャスト社の調査報告書によれば
 - ・1階からR階まですべて公称厚さ6mmの柱で、1本の柱で作られている。
 - ・「通しダイアフラム」はフラットバーであった。
 - ・フラットバーは柱に隅肉溶接されていた。
 - ・完全溶込溶接とすべきところ隅肉溶接かそれに近い溶接である。
 - ・内ダイアフラムは存在しない。
 - ・上記の施工をおこなうため材料の発注、施工まで計画的に偽装がおこなわれた。また、ONS建設によれば梁ブラケットとフラットバーは（通常のBU、BL）は完全溶け込み溶接と主張している。
- (5) ONS建設の主張する補修方法がたびたび変わり、信用できない。（この部分は私の記憶があいまい）
- (6) 専門委員（鑑定人）の意見
 - ・重要な溶接部が完全溶け込み溶接ではなく隅肉溶接で作られているのは論外、接合方法として相当性を認める余地がない。
 - ・ダイアフラムの偽装について
外側のダイアフラムは無意味である。加工と手間にコストのかかる通しダイアフラムを設置しないにもかかわらず、柱の外側を上記の通りにすることにより、通しダイアフラムが存する旨偽装したものと強く推認させるものである。
 - ・補修の可能性について
技術的、経済的にも不可能に近く、建て替え以外の方法はない。

(7) ONS建設らの責任

- ・名古屋市守山区〇〇1丁目で工事をおこなっていた建物で、建築確認申請と異なる施工をおこない、建築基準法の諸規定、特に構造耐力上の安全性に違反する建物に至ったことが判明し名古屋市から建築基準法第9条10項の規定に基づく工事の施工停止命令を受けた。
- ・これにより平成18年2月3日愛知県知事より建築業法第28条第1項に基づく処分を受けている。
- ・上記の事実がありながら、施工体制を見直すことなくこのような建物を作ったことは、代表取締役ONSに少なくとも重過失が存することは否定する余地がない。

5. あとがき

- ・Y S N興産側が勝訴して当然ですが、建築士への調査費用（J U S Tの調査費用）が全く認められなかったことや、弁護士費用500万円が200万円に減額されたことに納得がいきません。
J U S Tの調査がなかったら確信犯的な不良鉄骨の製作が見抜けなかったはずで、この部分の判決理由は時間をみてまた閲覧に行こうと思います。
- ・鉄骨の裁判では裁判官に理解してもらうことに、我々の常識をはるかに超えた困難さが有ります。
弁護士から聞いた話ですが、裁判官によっては
「超音波探傷はDNA鑑定のように99%以上の確率で信頼できるのか？」
「柱8本のうち2本だけ検査して、全部そうだ（不良だと）と言い切れるのか？」
などと質問してくるそうです。
- ・途中でH I W建築士が一人で社内検査をおこなっているM U R氏に検査を依頼していますが、U Tの能力とよくしゃべる能力だけでは裁判においては何も役に立てないことがよく分かりました。
専門的な事柄でも裁判官が読んでただちに理解できるような、平易な書き方かつ説得力のある文書を作ることが大切です。
- ・本年3、4月にONS建設が施工したS造4階建ての建物3棟を調査しました。2棟は相変わらず「フラットバー工法」でしかも柱、梁がすべて設計より部材が縮小され、しかも柱の現場溶接の代わりにT O Pプレート上に上階の柱がボルト接合されていたり、ここまでよくやるなあという印象で、最初の建物は先月取り壊しました。（グループホームであるこの建物は耐火被覆がなかったり、避難階段が不備だったりして、名古屋市から命令が出ていたようです）
最後の一棟は、部材は設計通りだったものの、明らかに内ダイアフラムが隅肉溶接だったり、B U、B Lのルート間隔がなかったり、風呂場の床レベルを下げるため、W E Bのスプライスプレートにフラットバーを溶接し、デッキプレートを設置したりしていました。
- ・現在このONS建設は会社を整理したり、財産を移動させたり逃げに入っていますが本年調査の裁判ではこの辺も追求し、逃げられないように弁護士が動いているようです。